

## 郡山市入札監視委員会開催要綱

平成19年8月6日制定  
令和4年10月31日一部改正  
[財務部契約検査課]

(趣旨)

第1条 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)の趣旨を踏まえ、本市が発注した建設工事(市長及び上下水道事業管理者(以下「市長等」という。))が発注した工事をいう。以下同じ。)及び本市が発注した除染業務委託(市長が発注した除染業務委託をいう。以下同じ。)について、入札及び契約の手続き等の透明性を確保し公正な競争を促進するに当たり、有識者の意見を聴くために開催する郡山市入札監視委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 本市が発注した建設工事に係る入札等に関すること。
- (2) 本市が発注した除染業務委託に係る入札に関すること。
- (3) その他入札等の適正化に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員は、5人とし、公正中立の立場で客観的に入札及び契約の手続きについて優れた識見を有する者のうちから、市長が依頼する。

- 2 委員の依頼期間は、2年以内とする。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。
- 4 委員会には、座長を置き、委員の中から互選により選出する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、座長が進行する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

(意見の取扱)

第5条 事務局は、委員から、第2条各号について、改善すべき点又は不適切な点がある旨の意見があったときは、必要に応じて市長等に対して報告するものとする。

- 2 市長等は、前項の報告を受けた場合には、その内容を公表するものとする。

(委員の除斥)

第6条 委員は、第2条各号の事務に関しては、自己、配偶者又は三親等内の親族の利害に関係のある事案については会議に加わることはできない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部契約検査課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議は、第4条第1項本文の規定に関わらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年11月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

(名称変更)

- 2 この要綱による改正前の郡山市入札監視委員会設置要綱を、この要綱による改正後の郡山市入札監視委員会開催要綱に名称変更する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。